

徳島県告示第七百十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地	開設者	辞退年月日
かわの内科アレルギー科	八 鳴門市撫養町立岩字六枚六七	医療法人かわの内 科アレルギー科	令和二年十月 三十一日